

Ⅲ. 大野第一区集会所使用規則

第1条（目的）

この規則は、大野第1区の地域コミュニティ活動の拠点として設置している各集会所の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（管理者）

区内集会所の総括管理者は区長とし、区長は各集会所毎に管理者を指名する。管理者は、集会所の運営及び設備管理、防災管理等の実務を担当する。

第3条（利用の順位）

集会所の利用上の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 市が主催する会合又は集会（公職選挙関連を含む）
- (2) 区が主催する行事、会合又は集会（組長総会、企画推進協議会、役員会、運営部会、組総会など）
- (3) 区が認めた各種団体が主催する会合又は集会
- (4) 上記各種団体が認めた部、クラブ等の会合又は集会
- (5) その他、区民の福利厚生、教育、健康等に寄与する～教室・塾・集会等
- (6) 企業、会社等が主催する催し等。但し、公序良俗に反しないと区長が認めた場合。

<注1> 区民の通夜、葬儀の場合は極力最優先するものとする。

<注2> 上記(1)、(2)項の市あるいは区が主催する行事(含む準備等)、会合又は集会等のための使用日が、その他利用者の集会所使用予約日と競合する事態が生じた場合は、本第3条(利用の順位)に従って、他の使用予約を解除することができる。但し、遅くとも3日前までに使用予定責任者にその旨を連絡しなければならない。

<注3> (3)項の各種団体とは次の9団体である。

- 1) 万年青会 2) 女性会 3) 子ども会育成会 4) 体育推進協議会 5) 更生保護女性会
- 6) 宮島口交番連絡協議会 7) 民生委員・児童委員 8) 母子保健推進員
- 9) 廿日市市消防団 第十二分団

第4条（利用の申請）

集会所の利用は、事前に当該集会所の管理者の承認を得なければならない。申込みは電話等で可とするが、使用日時、使用目的、使用場所、使用責任者、使用者数、使用責任者の住所及び電話番号を明確にすること。

なお、長期間反復して使用する団体は、使用者全員の名簿を添付して、書面（別紙様式1）にて申込むこと。

第5条（使用の記録）

集会所を使用した場合には、使用責任者はその都度使用記録簿（別紙様式2）の各項を洩れなく記入し、管理者に提出すること。

第6条（使用時間）

集会所の使用時間は、原則として午前8時から午後11時までとする。なお、使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。

（休所日）年末12月29日から翌年1月3日、また、お盆の8月13日から15日は、集会所を休所とする。

第7条（使用料）

集会所を使用する場合には、別項の集会所使用料区分に定める使用料を徴収する。

但し、第3条(2)の区及び(3)の区が認めた9団体が主催する会合または集会は、無料とする。

なお、市あるいは公共団体等が公共の目的で使用する場合は、その都度、別項の集会所使用料区分に準じて使用料を決定し徴収する。

<注> 第3条(3)の9団体に登録された趣味クラブ等は有料とする。

<注> 無料の場合、光熱費も徴収しないが、エアコン使用料(コインタイマー)は利用者の負担とする。

第 8 条（使用者の責務）

集会所の利用者は使用責任者を定め、管理者の指示に従うと共に次の各項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 使用をキャンセルする場合は、遅滞なく連絡すること。
- (3) 設備、備品等の損傷防止および事故防止に努めること。
- (4) 火気の取り扱いに注意し、火災防止に努めること。集会所及びその周辺は禁煙とする。
- (6) 節電に努めること。
不要な照明は点灯しない(必要な個所のみ点灯し、窓際等は消灯に努める、昼間は極力消灯する、など)。また、エアコンの設定温度は、夏は28℃、冬は20℃とする。
- (7) 使用後は必ず室内を原状に復し、清掃すること。
- (8) 未成年者が使用する時は、必ず保護者が使用責任者として立会うこと。
- (9) 退場時は電気の主電源をオフ、ガスの元栓の閉鎖を確認して施錠し、鍵はキーボックスに収納し施錠すること。
- (10) 会合、集会等で発生したゴミ、空瓶等は分別して原則として当日中に処分すること。
- (11) 非営利活動の場合は、それを明確に証明すること。

第 9 条（キャンセル料金）

使用をキャンセルした場合は、次の通りキャンセル料金を徴収する。

- (1) 前日及び当日のキャンセル及び無断キャンセル： 使用料の100%
 - (2) 2日前までのキャンセル： 使用料の 50%
 - (3) 3日前までのキャンセル： なし
- (注) 無断キャンセルの場合は、以後の使用を認めないことがある。

第 10 条（損害賠償）

集会所を使用中に建物もしくは付属設備、備品等を破損、損傷又は滅失したときは、速やかに管理者に申し出るとともに損害を賠償しなければならない。

第 11 条（規則の改訂）

この規則の改定は役員会で審議し、区長の承認を得る。

- 付則 1. この規則は平成 8 年 10 月 1 日から施行する。
2. 「集会所使用要項（昭和 63 年 10 月 1 日施行）」は廃止する。
3. この規則は平成 10 年 4 月1 日に改正施行する。
4. 大野第一区集会所使用料区分は平成 16 年 8 月 1 に改定施行する。
5. この規則は廿日市市による集会所の管理運用見直しに伴い、平成26年7月1日から改定施行する。但し、第9条(キャンセル料金)は既に平成25年7月から施行済みのため除外する。

主要改定箇所

- 1) 第3条(利用の順位) (注2)市や区が使用する場合は、優先して使用できることを明確にしたこと。
 - 2) 第9条にキャンセル料金を明確にしたこと。
 - 3) 第11条に於いて、本使用規則の改定は市長ではなく区長の承認になったこと。
 - 4) 集会所使用区分及び料金を改定したこと。
6. 平成27年度より、
- 1) 第6条に休所日の規定を追加。
 - 2) 市や公共団体等が使用する場合も使用料区分に準じて使用料を徴収するように改正。
7. 平成29年4月8日 第8条(使用の責務)に4. 項に「集会所及びその周辺は禁煙とする」を追加。